

入札説明書

群馬県立東毛青少年自然の家では、県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、「自動販売機の設置場所貸付に係る入札」を実施する。

入札に参加する者は、この説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加するものとする。

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

財産名称	所在地	貸付箇所	位置	貸付面積	台数
群馬県立東毛 青少年自然の 家	太田市藪塚町 3 6 5 7	管理棟玄関 ポーチ	位置図参照	1 . 8 0 m ² (W=1.80m×D=1.00m)	1 台

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 回収ボックスの設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、落札者間で協議のうえ決定する。

(2) 貸付期間

令和8年10月1日から令和13年3月31日まで（更新なし）

(3) 貸付条件等

別添仕様書による。

2 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

(1) 群馬県会計管理課作成の物件等購入契約資格者名簿に登載されていること。

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(3) 法人にあつては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては群馬県内で事業を営んでいること。

(4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。ただし、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（子会社又は関連会社を除く。）に委託した場合は、実績に含めないこと。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年9月11日（金）午前10時

(2) 場所

太田市藪塚町3657

群馬県立東毛青少年自然の家 2階 第3研修室

4 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、年額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税の額に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

(2) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

(3) 再度の入札

①落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

②再度の入札は2回までとする。

③再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

(4) その他

①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

②入札を公平に執行できないなど、特別な事情がある認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

5 入札保証金

不要とします。

6 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）

③委任状を提出しない代理人のした入札

④不正行為による入札

⑤入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑥記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑦入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

⑧申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

⑨その他入札に関する条例に違反した入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

7 落札者の決定方法

(1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

8 契約

(1) 別添契約書のとおりとする。

(2) 落札者は令和8年9月16日（水）までに、契約書に記名押印のうえ募集要項4の(2)の場所に提出する。

(3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに県有財産貸付契約の解除を行うことがある。